

九州大学共同研究推進拠点規則

令和6年7月1日

令和6年度九大規則第9号

(趣旨)

第1条 九州大学（以下「本学」という。）における共同研究推進拠点については、この規則の定めるところによる。

(目的)

第2条 共同研究推進拠点は、民間等外部の機関（以下「民間機関等」という。）の研究拠点を本学に受け入れ、本学と連携して多面的な産学官連携活動（以下「多面的な活動」という。）を推進することによって、本学における研究の高度化と更なる展開、研究成果の産業界への活用促進及び高度人材育成の充実を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 共同研究推進拠点 民間機関等が本学と連携して多面的な活動を実施するために部局に設置される拠点であり、民間機関等から受け入れた研究者等雇用経費、研究費、光熱水料その他必要な経費（以下「研究経費等」という。）により運営されるものをいう。
- (2) 高度連携拠点 共同研究推進拠点のうち、年額平均1億円以上の研究経費等を徴収し、本学と親密な連携のもとに活動するものをいう。
- (3) 部局 各学部、各学府、各研究院、基幹教育院、高等研究院、各附置研究所、カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所、病院、附属図書館、情報統括本部、各学内共同教育研究センター、情報基盤研究開発センター、エネルギー研究教育機構、アジア・オセアニア研究教育機構、時空量子連携研究機構、学術研究・産学官連携本部、未来社会デザイン統括本部、データ駆動イノベーション推進本部、未来人材育成機構及び推進室等並びに九州大学特定大型教育研究プロジェクトの拠点に関する規程（平成19年度九大規程第11号）第2条に規定する各拠点をいう。
- (4) 部局長 前号に規定する部局の長をいう。
- (5) 部局教員 共同研究推進拠点等の運営及び研究業務に従事する者として、共同研究推進拠点を設置する部局に所属する教員のうちから部局長が指名する教員をいう。
- (6) 特定プロジェクト教員 国立大学法人九州大学特定有期教員就業規則（平成18年度九大就規第14号）第3条第2項第2号に定める教員をいう。
- (7) スペース経費 共同研究推進拠点の目的達成のために本学が有するスペースを使用するため、使用面積に応じ民間機関等が負担する使用料金相当額（年額36,000円/m²）をいう。

(名称)

第4条 共同研究推進拠点には、当該共同研究推進拠点における活動の内容を示す名称を付すものとする。

2 共同研究推進拠点の名称には、民間機関等からの申出があったときは、民間機関等の名称が明らかとなるような名を前項の名称に付加することができる。

(設置の申請)

第5条 部局長は、民間機関等から共同研究推進拠点の設置に係る申込みがあったときは、本規則の目的に沿うものであり、かつ、部局の運営上支障がないと認める場合に限り、教授会又は運営委員会等の議を経て、その設置を総長に申請するものとする。

2 共同研究推進拠点の設置に当たり、部局長が第11条第1項第2号に規定する教員に代えて特定プロジェクト教員（講師又は助教）を構成員とする必要があると認める場合には、産学官連携戦略会議は、その必要性を確認し、次条第1項に規定する設置の審議を行うものとする。

3 第1項の申込み及び申請に必要な書類は、別に定める。

(設置の決定)

第6条 産学官連携戦略会議は、共同研究推進拠点の設置について審議し、その結果を総長に報告する。

2 総長は、前項の報告を踏まえ、共同研究推進拠点の設置の可否を決定し、その結果を当該設置の申請を行った部局長へ通知するものとする。

3 部局長は、前項の通知を受けたときは、当該民間機関等にその結果を通知するものとする。

(教育研究評議会への報告)

第7条 総長は、前条の規定により共同研究推進拠点の設置を決定したときは、教育研究評議会に報告するものとする。

(契約の締結)

第8条 総長は、第6条の規定により共同研究推進拠点の設置を決定したときは、民間機関等を相手方として契約を締結するものとする。

2 総長は、前項の規定により契約を締結したときは、当該部局長にその旨を報告するものとする。

(変更の手続)

第9条 共同研究推進拠点の内容を変更しようとする場合の手続方法等については、別に定める。

(存続期間等)

第10条 共同研究推進拠点の存続期間は、原則として3年以上10年以下とする。

2 共同研究推進拠点の存続期間は、更新することができる。

3 前項の更新に係る手続は、設置の例によるものとする。

(構成等)

第11条 共同研究推進拠点は、少なくとも次に掲げる教員で構成するものとする。

(1) 部局教員 1人以上

(2) 特定プロジェクト教員（教授又は准教授） 1人以上

2 前項の規定にかかわらず、部局長が共同研究推進拠点の運営上特に支障がないと認める場合には、特定プロジェクト教員に替えて本学の教授又は准教授と同等の研究能力を有する学術研究員とすることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、産学官連携戦略会議での審議を経て、第5条第2項に定める構成員による設置が決定された場合においては、この限りでない。

4 共同研究推進拠点には、九州大学共同研究等規則（平成16年度九大規則第94号。以下「共同研究等規則」という。）第3条第9号に規定する民間等共同研究員を受け入れることができる。

（拠点長）

第12条 共同研究推進拠点に拠点長を置き、前条第1項第1号に規定する部局教員のうちから、当該部局長が指名する者をもって充てる。ただし、高度連携拠点において、部局長が高度連携拠点の運営上特に支障がないと認める場合には、前条第1項第2号に規定する特定プロジェクト教員又は前条第2項に規定する学術研究員をもって充てることができる。

2 拠点長は、当該共同研究推進拠点の業務を掌理する。

（副拠点長）

第13条 共同研究推進拠点等に副拠点長を置き、第11条第1項第2号に規定する特定プロジェクト教員又は同条第2項に規定する学術研究員をもって充てる。ただし、前条第1項に規定する高度連携拠点において、拠点長を特定プロジェクト教員又は学術研究員をもって充てる場合には、副拠点長は第11条第1項第1号に規定する部局教員をもって充てる。

2 副拠点長は、拠点長に対し、助言し、及びその活動の支援を行う。

（特定プロジェクト教員の選考等）

第14条 特定プロジェクト教員の人員配置は、九州大学教員の人員配置及び選考に関する規程（平成16年度九大規程第32号）に定めるところによる。

（共同研究推進拠点の管理運営及び研究マネジメント等）

第15条 拠点長は、共同研究推進拠点の円滑な管理運営及び研究マネジメント等に努めるものとする。

2 学術研究・産学官連携本部は、共同研究推進拠点の設置に係る各種事前調整、管理運営及び研究マネジメント等業務について、民間機関等が希望する場合には、当該共同研究推進拠点を支援することができるものとし、当該運営及び研究マネジメント等業務に係る経費は、次条第2項の間接経費をもって充てるものとする。

（研究経費等）

第16条 共同研究推進拠点は、共同研究推進拠点の円滑な業務遂行のために、本学内に専用スペースを置くものとし、本学の施設及び設備を利用することができるものとする。

- 2 民間機関等は、共同研究推進拠点の直接経費、知的貢献費、間接経費及びスペース経費を負担するものとする。
- 3 前項の知的貢献費、間接経費、スペース経費の額及び取扱い等については、別に定める。
- 4 研究経費の具体的項目等については、第8条に規定する契約書により定めるものとする。
- 5 第2項の規定にかかわらず、共同研究推進拠点の運営に当たり必要となる研究経費は、民間機関等が負担するものを除き当該共同研究推進拠点を設置する部局が負担するものとする。

(民間機関等の自主的な研究)

第17条 民間機関等は、共同研究推進拠点において自主的な研究を行うことができる。ただし、当該研究の内容が第2条に定める目的の達成に資するものでなければならない。

- 2 前項の場合における経費は、前条の規定による研究経費とは別に民間機関等が負担するものとする。
- (知的財産の取扱い)

第18条 共同研究推進拠点における共同研究の実施により創出された知的財産の取扱いは、九州大学知的財産取扱規則(平成16年度九大規則第93号)に規定するもののほか、本学と民間機関等の協議に基づく別の定めによる。

(共同研究等規則の準用)

第19条 この規則に定めるもののほか、共同研究推進拠点で実施する共同研究の取扱いについては、共同研究等規則の規定による。

(雑則)

第20条 この規則に定めるもののほか、共同研究推進拠点に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、令和6年7月1日から施行する。

附 則 (令和6年度九大規則第42号)

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年度九大規則第15号)

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

附 則 (令和7年度九大規則第43号)

この規則は、令和8年4月1日から施行する。